

「三重とこわか食環境イニシアチブ」運営規約

令和7年4月1日

第1章 総則

〔名称〕

第1条 本組織の名称は「三重とこわか食環境イニシアチブ」（以下「本イニシアチブ」という。）とする。

〔英語通称〕

第2条 本イニシアチブ又はその活動を外国語により説明する必要があるときは、「Initiative for Tokowaka Food environment in Mie」の名称を用い、略称は「ITFM」とする。

〔目的〕

第3条 本イニシアチブは、次の各号に掲げるものを三重県が優先して取り組むべき栄養課題として捉え、産学官等が連携・協働して、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組むことで、県民の健康寿命の延伸、心身の健康感の向上をめざすことを目的とする。

- (1) 食塩の過剰摂取
- (2) 野菜・果物の摂取不足
- (3) 肥満・やせ

〔本イニシアチブの活動〕

第4条 本イニシアチブは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 本イニシアチブとしての目標設定と活動評価
- (2) 食環境づくりに資するデータ整備等の推進
- (3) 参画事業者の取組に対する支援及び連携・協働の促進
- (4) 県民、事業者及び各関係者に向けた情報発信
- (5) その他本組織の目的に資する活動

〔秘密保全義務〕

第5条 本イニシアチブに関わるすべての者は、本イニシアチブに関連する活動を通じて得た秘密保全を要する情報を、許可なく第三者に提供してはならない。

〔個人情報保護〕

第6条 本イニシアチブに関わるすべての者が、本イニシアチブに関連する活動において知り得た個人情報の取扱いについては、前条の規定を準用する。

第2章 参画事業者

〔参画事業者の資格〕

第7条 本イニシアチブへは、次の各号のすべてに該当する事業者が参画することができる。

- (1) 次に掲げるもののいずれかに該当する事業者のうち、三重県内で事業を展開する者
 - ア 食品製造事業者
 - イ 食品流通事業者
 - ウ 外食又は配食事業者
 - エ メディア事業者
 - オ その他事業者
- (2) 本イニシアチブの目的に賛同し、活動への参画を希望する者

〔参画ポリシー〕

第8条 参画事業者は、次の各号に掲げる参画ポリシーを順守するものとする。

- (1) 県が推進する誰もが自然に健康になれる食環境づくりの取組に賛同すること
- (2) 三重県の健康・栄養の課題の解決に向けた効果が期待できるアクションプランを設定すること
- (3) 毎年、取組の進捗状況の確認に応じ、アクションプランで設定した実施期間の最終年度には取組結果を報告すること
- (4) 本イニシアチブの取組推進を阻害しないこと
- (5) 反社会的組織・活動に関わりがないこと

〔参画の申請〕

第9条 本イニシアチブへの参画を希望する事業者は、別に定める参画ガイドラインに沿ったアクションプランを設定し、事務局の指定する方法により申請するものとする。

〔参画の登録〕

第10条 前条による参画申請を行った事業者は、運営委員会による承認をもって参画事業者として登録されるものとする。

〔参画の標榜〕

第11条 参画事業者は、別に定める方式に従い、本イニシアチブの参画事業者であることを標榜することができる。

〔会費〕

第12条 参画事業者の会費は、無料とする。

〔退会〕

第13条 参画事業者は、事務局に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 参画事業者が次のいずれかに該当するに至り、改善要求に応じない場合は、運営委員会の判断により当該参画事業者を退会させることができる。

- (1) 本規約その他の本イニシアチブが定める規則に違反したとき
- (2) 法令違反等、県民の信頼を損なう行為があったとき
- (3) その他退会させるべき正当な事由があると認められるとき

第3章 運営委員会

〔運営委員会〕

第14条 本イニシアチブの運営のため、運営委員会を置き、次の活動を行う。

- (1) 本イニシアチブに係る規約等の策定・改正
- (2) 本イニシアチブとしての目標設定と評価に係る検討
- (3) 各種行事の検討
- (4) 食環境づくりに資するデータ整備等の推進に係る検討
- (5) 県民、事業者及び各関係者に向けた情報発信に係る検討
- (6) その他必要と認められる事項

〔委員〕

第15条 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから事務局において選出する。

- (1) 参画事業者
 - (2) 学術関係者
 - (3) 職能団体
 - (4) 市民団体その他関係団体
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、必要と認められる者
- 2 委員の任期は、選出された年度の末日（3月31日）までとし、年度ごとに選出するものとする。

〔委員長及び副委員長〕

第16条 委員会に委員長及び副委員長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長がともにないときは、三重県医療保健部長が招集し、委員長の互選を行うものとする。

〔会議〕

第17条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

第4章 アクションプラン推進部会

〔アクションプラン推進部会〕

第18条 アクションプラン推進部会は、運営委員会の下に設置し、次の活動を行う。

- (1) 参画事業者のアクションプランの設定やPDCAの実施に対する支援
- (2) その他必要と認められる事項

〔部会委員〕

第19条 部会委員は、第15条第1項に規定する運営委員会委員のうち、参画事業者を除く者とする。

- 2 部会委員の任期及び選出については、第15条第2項の規定を準用する。

〔部会長及び副部会長〕

第20条 原則として、部会長は運営委員会の委員長を、副部会長は運営委員会の副委員長を充てる。ただし、いずれかが参画事業者であるときは、部会委員の互選によって定める。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

〔会議〕

第21条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

第5章 事務局

〔事務局〕

第22条 本イニシアチブの事務局は、三重県医療保健部健康推進課に置き、次の事務を行うものとする。

- (1) 各種会議及び行事等の運営に係る事務
- (2) ウェブサイトの運営及び広報に係る事務
- (3) その他必要と認められる事項

第6章 補則

〔その他組織〕

第23条 この規約に定めるもののほか、本イニシアチブの目的を達成するための組織を設置する必要がある場合は、運営委員会の承認を得て設置するものとする。

〔雑則〕

第24条 この規約に定めるもののほか、本イニシアチブの運営等に関し必要な事項は、運営委員会委員長が定める。

附 則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。